

資料	「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」に係る警察庁の取組状況	令和5年10月31日 警察庁
<p>1 「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」の該当項目</p> <p>3 警察による適切な関与</p> <ul style="list-style-type: none">○ 相談対応の充実・強化＝迅速・確実な組織対応の徹底、関係機関・団体との一層緊密な連携○ 刑罰法令に抵触する行為が認められる場合、法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査 <p>2 これまでの取組状況</p> <p>(1) 都道府県警察に対し、「旧統一教会」問題に関連する相談を受理等した場合には、相談内容に応じて、関係部署、関係機関等と連携の上、適切な対応を指示。</p> <p>(2) 都道府県警察に対し、寄せられた相談や通報において、刑罰法令に抵触する行為が認められる場合は、法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査を推進するよう指示。</p> <p>3 今後の取組</p> <p>関係省庁と緊密に連携して取組を進めるとともに、警察に寄せられた相談等に適切に対応。</p>		